

# 平成25年度 第2回小牧市防災会議会議録

1. 開催日時 平成25年11月21日(木) 午後2時から3時20分まで
2. 開催場所 小牧市役所 本庁舎6階 601会議室
3. 出席者 会長 小牧市長 山下 史守朗  
委員 別紙のとおり
4. 事務局 市長公室次長 小塚智也  
危機管理課長 余語敏彦  
危機管理課長補佐 三品克二  
危機管理係主事 加藤千明
5. 傍聴者 0名
6. 会議の内容
  - 会長(市長)あいさつ
  - 議題 (1) 小牧市地域防災計画の修正について  
風水害・原子力災害対策計画、地震災害対策計画
  - 報告 (1) 平成25年の災害発生状況について  
(2) 平成26年度に実施する水防訓練及び総合防災訓練について  
(3) 防災講演会の開催について
7. 配布資料一覧(※資料1から3は事前配布)
  - 資料1 小牧市地域防災計画の修正(案)要旨
  - 資料2 小牧市地域防災計画(風水害・原子力等災害対策計画)新旧対照表(案)
  - 資料3 小牧市地域防災計画(地震災害対策計画)新旧対照表(案)
  - 資料4 平成26年度に実施する水防訓練及び総合防災訓練(案)
  - 資料5 防災講演会のご案内  
防災会議委員名簿  
事前配布資料(資料1から3)の修正表

## 司会（小塚次長）

本日はお忙しい中、第2回小牧市防災会議にお集まりいただき、ありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます、市長公室次長の小塚と申します。よろしく願いいたします。会議に入ります前に、配布資料等の確認をさせていただきます。本日、配布させていただいた資料は、第2回小牧市防災会議の次第と小牧市防災会議委員名簿、事前に配布させていただいた資料の修正表、資料4としまして平成26年度に実施する水防訓練及び総合防災訓練について、資料5としまして防災講演会のご案内です。なお、資料1の小牧市地域防災計画修正案の要旨、資料2の小牧市地域防災計画風水害・原子力等災害対策計画の新旧対照表、資料3の小牧市地域防災計画地震災害対策計画の新旧対照表につきましては、委員の皆様は事前配布させていただいたものを持参していただいているかと思いません。お手元がない資料はございませんか。

ご案内が遅れましたが、4月に開催いたしました第1回目の会議以降、新たに防災会議委員になられました皆様、ご留任いただきました委員のご紹介につきましては、会議の進行上、配布資料1の小牧市防災会議委員名簿にてご確認をお願いします。

それでは、ただいまより防災会議を開催させていただきます。

当会議は、「小牧市審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、平成16年度より会議の公開が決定されています。

また、小牧市防災会議条例第5条第2項の規定では「防災会議は委員の総数の2分の1以上の出席がなければ会議を開き、議決することができない。」とされています。本日は、委員総数33名の内、21名に出席していただいておりますので、会議は成立いたします。それでは開会にあたりまして、山下市長が挨拶を申し上げます。

## 会長（山下市長）

本日は、大変お忙しい中、第2回目の小牧市防災会議にご出席いただきまして誠にありがとうございます。皆様におかれましては日頃から市政各搬にわたりましてご支援ご協力を頂戴いたしております。また、自然災害に対する事前対策や防災意識の普及啓発に格別のご尽力をいただいております。厚くお礼申し上げます。

さて、今年は台風が非常に多く発生しました。台風が年間30個以上発生したのは、1994年の36個以来、実に19年ぶりだそうです。

さらに、10月には、日本列島に台風が6個接近しました。これは、統計史上最多となるそうです。今後の台風は、ご承知のとおりフィリピンで多数の死者行方不明者を出した台風30号のように地球温暖化の影響を受けて

大型化する傾向にあるようです。今後、気象情報に十分注意するなどより一層の防災対策が必要になってきます。

また、集中豪雨も頻繁に発生していきまして今までに経験をしたことがないような豪雨となる地域もあります。小牧市には、東部地域を中心に土砂災害の危険地域がございますので、台風 26 号の大雨により土砂災害が発生した伊豆大島のように、長時間にわたって大量の雨が降り続けると地盤が緩みまして非常に危険です。土砂災害などから人命を守るために小牧市では避難勧告等の判断・伝達マニュアルを策定しまして、避難勧告等を発令する基準や地域、情報伝達の方法を定めています。

また、避難勧告等を発令した際には、戸別訪問や広報車による広報、メール、FAX など多様な手段で市民に対して避難を呼びかけるとともに、避難所を開設して避難者を受け入れる体制をとっているところです。

それから、最近注目されている南海トラフ巨大地震につきましては、国の被害想定手法に基づきまして愛知県が市町村ごとの被害予測調査を実施しています。本年 5 月 30 日に発表された試算によりますと、小牧市の最大震度は 6 強、建物の全壊・焼失棟数約 400 棟、死者約 10 名という結果が出ているところです。今後、さらに詳細な被害予測結果が示されますので、その結果に基づきまして、必要な防災対策を講じていきたいと考えているところです。

いずれにしましても、自然災害による被害を減らすためには、自分の身は自分で守る「自助」と、隣近所で助け合う「共助」を一層推進していくことが大切です。

その一環としまして、今年度から小牧防災リーダー会との協働事業により小中学校や自主防災会に対して防災教育を実施しまして地域防災力の向上に努めているところです。

今後も、皆様のご支援とご協力をいただきながら、行政が行うべき防災対策を着実に実施をするとともに、市民に「自助」と「共助」の必要性を認識していただけるよう、総合防災訓練や防災講演会などを通じて、防災意識の普及啓発に努めて参ります。

簡単ではございますが、今後とも小牧市の防災行政にご理解とご協力をお願い申し上げます。

#### **司会（小塚次長）**

ありがとうございました。それでは議題に入ります。この会議の進行は、小牧市防災会議会長であります、山下市長にお願いいたします。

#### **会長（山下市長）**

それでは進行させていただきます。

会議がスムーズに進行できますようご協力をお願いします。

議題（１）小牧市地域防災計画の修正について事務局から説明をお願いします。

### **事務局（余語課長）**

危機管理課長の余語と申します。よろしく申し上げます。失礼ですが、座って説明させていただきます。それでは、議題（１）「小牧市地域防災計画の修正について」をご説明いたします。今回の小牧市地域防災計画の修正に関する資料は、ボリュームが多くなってしまったため、委員の皆様には、事前に資料１から資料３を配布させていただきました。委員の皆様には、事前にご意見をいただきありがとうございました。委員の皆様のご意見により、一部修正しましたので、事前配布資料の修正表を、本日配布させていただきました。それでは、修正内容をご説明いたしました後、再度、ご意見等をお伺いしたいと思います。修正内容の説明は、資料１の小牧市地域防災計画の修正(案)の要旨を中心にさせていただきます。資料２と資料３の新旧対照表につきましては、適宜、参照していただきたいと思います。

それでは資料１をお願いします。小牧市地域防災計画修正の根拠からご説明いたします。小牧市地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画です。災害対策基本法において、愛知県地域防災計画に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは防災会議に諮り、修正をしなければならないとされています。今回の修正事項は、愛知県地域防災計画の修正に基づくもので、主な修正事項は５点です。

１点目は、災害対策基本法の改正に伴う修正。２点目は、帰宅困難者対策の見直しに伴う修正。３点目は、愛知県災害医療調整本部等の設置に伴う修正。４点目は、愛知県が策定した原子力災害対策計画に基づく修正。５点目は、その他の軽微な修正であります。まず、１点目の災害対策基本法の改正に伴う修正からご説明いたします。

この修正は、平成２４年６月に、東日本大震災を踏まえて行われた災害対策基本法の改正に伴うもので、大規模・広域な災害に対する即応力の強化、災害時における被災者対応の改善、教訓の伝承・防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上が図られたものです。主な修正箇所は、小牧市地域防災計画 地震編の第１編第１章第２節の「計画の性格及び基本方針」をはじめ「広域応援体制の整備」、「防災訓練の実施」、「防災のための意識啓発・広報」、「防災のための教育」、「被害状況等の収集・

伝達」、「避難の勧告・指示」についてです。なお、風水害・原子力等災害対策計画にも同様の記載がありますので、地震災害対策計画と同じ内容で修正を行います。

1 ページの下段から 2 ページをお願いします。(1) 地震編第 1 編第 1 章第 2 節、風水害・原子力等編第 1 編第 1 章第 2 節の「計画の性格及び基本方針」に、小牧市地域防災計画を効果的に推進するため、市は、防災に関する政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画、その他、多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努めるものとするを追加しました。

(2) 地震編第 2 編第 8 章第 2 節、風水害・原子力等編第 2 編第 9 章第 2 節の「広域応援体制の整備」についての修正です。これは、被災地を支える体制づくりとして、大規模な災害が発生し、国等からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防などの応援隊等の活動拠点だけでなく、応援を受け入れる体制についても、事前に整備することとしたものです。なお、小牧市が応援を受けた際の各機関の活動拠点として、自衛隊は総合運動場、消防は市民会館駐車場を指定しています。警察については、下末にある中部管区警察学校が活動拠点となります。(3) 地震編第 2 編第 9 章第 1 節、風水害・原子力等編第 2 編第 10 章第 1 節の「防災訓練の実施」の修正につきましては、大規模広域な災害に対する即応力の強化、地方公共団体間の相互応援等を円滑化するための平素の備えの促進として、災害応援協定を締結している他市等との訓練の相互参加及び共同訓練の実施に努めるものです。

小牧市は、友好都市の北海道八雲町、千葉県松戸市、静岡県菊川市と災害時相互応援協定を締結しております。千葉県松戸市とは、協定締結から毎年 1 回、災害発生時における衛星回線を使用した通信訓練を行っており、今月の 10 日には応援物資調達に関する通信訓練を実施したところです。3 ページをお願いします。

(4) 地震編第 2 編第 9 章第 2 節、風水害・原子力等編第 2 編第 10 章第 2 節の「防災のための意識啓発・広報」の修正につきましては、市の役割として、過去の災害教訓を伝承することの重要性について市民に啓発を行うとともに、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、市民が閲覧できるよう公開に努めることとするものです。

(5) 地震編第 2 編第 9 章第 3 節、風水害・原子力等編第 2 編第 10 章第 3 節の「防災のための教育」の修正につきましては、大災害を生き抜くための日頃からの備えとして、様々な組織・機関での防災教育、防災訓練が必要であることから、防災関係機関の役割として、防災関係機関の所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努めることを追加しました。4 ページをお願いします。

(7) 地震編第3編第10章第1節、風水害・原子力等編第3編第9章第1節の「避難の勧告・指示」に広域一時滞在に係る協議を追加しました。これは、市や県の区域を越える避難者の受け入れに関する調整規定が新設されたため、例えば、小牧市から愛知県内の他市町村へ避難する必要性がある場合には、小牧市長が避難先市町村長と避難者の受け入れについて協議を行うこととし、また、小牧市から愛知県外の市町村へ避難する必要性がある場合には、小牧市長が愛知県知事に対し、避難先都道府県の知事と避難者の受け入れについての協議を行うよう求めることができることとしたものです。

災害対策基本法の改正に伴う修正は以上でございます。次に、帰宅困難者対策の見直しに伴う修正について、ご説明いたします。

帰宅困難者対策の見直しに伴う修正は、大規模災害時に鉄道等の公共交通機関が運行を停止し、復旧の見通しが不明な中、多くの人が一斉に帰宅しようとして、駅や街路などに集中すると、火災や建物倒壊等の危険に対し、速やかな避難行動がとりにくくなることに加え、優先して実施しなければならない救助活動に支障が生じる可能性があることから、むやみに移動を開始しないことを基本原則として、対策を見直したことに伴う修正であります。

この修正につきましても、地震編と風水害・原子力等編で同様の修正を行います。

4ページの下段から5ページをお願いします。

(1) 地震編第2編第6章、風水害・原子力等編第2編第8章の「避難者・災害時要援護者対策」の基本方針に、県と市の役割として、大規模災害発生時の一斉帰宅を抑制するため、公共交通機関の運行状況によっては、むやみに移動を開始しないという基本原則を積極的に広報し、また、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すことを追加するとともに、帰宅困難者支援体制の整備として、むやみに移動を開始しないという帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について、平常時から積極的に広報するものとし、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すことを追加するものです。5ページの下段から6ページをお願いします。

(2) 地震編第3編第10章第4節、風水害・原子力等編第3編第9章第4節の「帰宅困難者対策」につきましても、(1)の修正内容と同様に、むやみに移動を開始しないという基本原則の広報により、一斉帰宅の抑制を図ること、県と市の役割として、企業、放送事業者等との連携により、徒歩帰宅者に対して、帰宅支援ルートやコンビニエンスストア等での災害情報の入手、トイレの使用、水の提供が受けられる支援ステーションの情報

提供に努めること、また、事業所等における役割として、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報の収集等を行い、帰宅する者の安全確保の観点に留意して対策をとることなどを追加しました。

小牧市の帰宅困難者対策としましては、平成18年度に小牧市全域の徒歩帰宅支援ルート（国道41号線、国道155号線、県道名古屋犬山線など）、支援ステーション、トイレ、給水場所、避難場所、病院等を記載した災害時徒歩帰宅支援マップを作成し、コンビニエンスストアやガソリンスタンド、郵便局、名鉄小牧駅、高校、警察などに配布しています。帰宅困難者対策の見直しに伴う修正は以上でございます。

7ページをお願いします。次に、愛知県災害医療調整本部等の設置に伴う修正について、ご説明いたします。

愛知県災害医療調整本部は、愛知県災害対策本部の下に設置され、県内の医療及び公衆衛生活動に関する調整や他県等からの支援の調整を行うものです。

また、尾張北部においては、春日井保健所長が地域災害医療対策会議を設置し、地域の被災状況や医療機関における診療・入院患者受け入れの可否等の情報収集、地域の医療ニーズの分析などを行うとともに、愛知県災害医療調整本部との連絡調整を行う体制となっています。市及び医師会、災害拠点病院の役割として、春日井保健所長が設置する地域災害医療対策会議に参画し、医療救護の状況等の情報共有を図ることとされたため、その内容を追加するものです。8ページをお願いします。

次に、愛知県が策定しました原子力災害対策計画に基づく修正について、ご説明いたします。

愛知県は、本年5月に、風水害・原子力等災害対策計画から原子力災害に係る部分を独立させ、新たに原子力災害対策計画を策定しました。

これは、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災を起因とする東京電力株式会社の福島第一原子力発電所の事故によって、放射性物資の拡散が広範囲に影響を及ぼしたことを踏まえ、従来から地域防災計画に記載のあった放射性同位元素取扱事業所における事故対策や核燃料物質の輸送中の事故対策に、新たに県外の原子力発電所等の異常時対策を追加しました。

愛知県は、市町村単位での原子力災害対策計画は、地域の実情に応じて任意に策定することとしています。

小牧市においては、福井県にある美浜発電所から約95km、静岡県にある浜岡原子力発電所からは約135kmと距離の離れた位置関係ですが、原子力発電所の事故に伴い放出される気体状あるいは粒子状の放射性物質を含んだ空気のかたまりが、風や降雨によって飛来することによる被ばくによる被害が考えられることから、所要の対策を講じる必要があると考え

ています。

しかし、対策の要となる、大気中の放射性物質を測定する環境モニタリング調査や、身体表面などに付着する放射性物質の有無を測定するスクリーニング及び放射性物質の除染などに関する実施主体、甲状腺への放射線被ばくを阻止・低減させるための、安定ヨウ素剤投与の責任区分、県外からの避難者の受入れ体制などについて、現在、愛知県で専門家を交えたワーキンググループを設置して、検討がされている最中であることから、小牧市としましては、近隣市町と愛知県のワーキンググループでの検討状況を注視しながら、国・県・市の役割が明確に示された段階で具体的な原子力災害対策計画を策定することとし、当面の間は、独立した原子力災害対策計画を策定せず、現行の風水害・原子力等災害対策計画に定めてある、放射性物質及び原子力災害応急対策について所要の修正を行っていくこととしました。9ページをお願いします。

現行の放射性物質及び原子力災害応急対策に修正又は追加した部分を赤字にしてあります。修正内容としまして、まず、基本方針に、核燃料物質輸送中の事故による二次災害防止と、防災関係機関が連携して対策をとること、小牧市を対象に原子力緊急事態宣言があったときは、原子力災害対策特別措置法第22条の規定に基づいて災害対策本部を設置することなどを追加しました。

また、想定する災害が明確となるように、主な機関の措置の、第1節の題名を放射性物質災害発生時の応急対策から、放射性同位元素取扱事業所等における放射性物質災害発生時の応急対策に、第2節の題名を特定事象発生時の応急対策から核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策に変更しました。10ページをお願いします。

同じく、主な機関の措置の、第3節の緊急事態応急対策の内容は、基本方針及び他の節で記載することとしたため、削除します。

さらに、第4節の県外の原子力発電所等における異常時対策を第3節とし、資料では修正箇所となっていませんが、題名を、県外の原子力発電所等における異常時対策に変更します。10ページ下段から11ページをお願いします。

第1節、放射性同位元素取扱事業所等における放射性物質災害発生時の応急対策の、市における措置に、(4) 県に対して放射線防護資機材の貸出しのあっせん依頼ができること、(5) 県・国・事業者が協力して実施する環境モニタリングの結果を市民に公表すること、(6) 県と協力してスクリーニング及び除染を実施し、被ばく医療機関に適切に搬送できるように調整を行うことを追加しました。11ページ下段から12ページをお願いします。

第2節、核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策の、市における

措置に、(3) 県・国・事業者が協力して実施する環境モニタリングの結果を市民に公表すること、(4) 国の設置する原子力災害合同対策協議会に出席し、情報や対策の調整を行うこと、(5) 市民に対し必要に応じて屋内退避、避難勧告・指示を行うこと、(6) 市民等に対して多様な媒体を活用して迅速に情報提供を行うこと、(7) 市民等からの問い合わせに対応する窓口を設置すること、(8) 放射線被ばく等が認められる場合は、県と協力してスクリーニング及び除染を実施し、被ばく医療機関に搬送できるよう医療機関と調整を行うこと、(9) 放射性物質に係る消防活動については、原子力施設等における消防活動対策マニュアルを例に実施することなどを追加しました。13ページの下段から14ページをお願いします。

第3節、県外の原子力発電所等における異常時対策の、1、4原子力事業者の措置として、(3) 国・県と協力して原子力災害により放出された放射性物質による汚染の除去を行うことを追加しました。

また、2、県における主な措置として、(2) 国、事故のあった原子力発電所の所在県及び隣接県と連携し、必要に応じて職員を派遣するなどして、自ら情報収集活動を実施するよう努めること、(4) 国及び原子力事業者等が実施した緊急時モニタリングの結果を収集し、関係市町村等に連絡することや、モニタリングの測定データに高い値が見受けられた場合には、県は、関係市町村と連携して大気中の空間放射線量率の測定を実施し、その調査結果についても速やかに情報提供すること、(5) 国からの指示に応じて、水道水、流通食品、農林水産物等の放射能濃度の測定を実施し、結果をホームページで公表することを追加しました。

3、市における措置として、(1) 小牧市が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域になった場合、国の設置する原子力災害合同対策会議へ職員を出席させ、原子力事業所の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況とあわせて、国等の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、市が行う応急対策についても協議すること、(2) 市民等に対して多様な媒体を活用して迅速に情報提供を行うこと、(3) 市民等からの問い合わせ窓口を設置すること、(4) 国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導を報道機関や警察署等と連携して実施すること、15ページをお願いします。

(5) 市外に避難する必要が生じた場合に、他市町村に対して収容先の提供及びその他、災害救助の実施に協力するよう要請すること、(6) 市外から避難者の受け入れについて、市の状況を考慮した上で、対応可能な範囲で受け入れるよう努めること、(7) 国及び県からの指示があった場合、又は、放射線被ばくの恐れがある場合は、飲料水・食品等の摂取制限や農林水産物の生産者等に汚染農林水産物の摂取の禁止、出荷制限等必要な措置を行うこと、(8) 風評被害等の影響の軽減に関する広報活動を実施するこ

とを追加しました。

次に、15ページの中段の、3情報の伝達系統を、申し訳ありませんが、4情報の伝達系統に訂正をお願いします。

愛知県が策定しました原子力災害対策計画に基づく修正については、以上でございます。戻りまして、8ページをお願いします。

最後に、その他の軽微な修正について、ご説明いたします。

修正内容としましては、市の計画に記載されている文章や文言を、愛知県の計画に記載されている表現に統一したこと、郵便事業株式会社が日本郵便株式会社に統合されたことに伴う名称の変更、地震編第2編第9章第3節、防災のための教育に定めている、職員に対する地震防災教育の内容を具体的に記載したものです。

今回の地域防災計画の修正は、愛知県の地域防災計画の修正に基づくものであります。

また、現在、愛知県が南海トラフ巨大地震の被害予測調査を行っており、今後、愛知県の調査結果に基づき、本市も必要な修正を行う予定であります。議題（1）「小牧市地域防災計画の修正について」の説明は、以上でございます。

#### **会長（山下市長）**

小牧市地域防災計画の修正について事務局から説明がありました。ご質問がありましたら挙手をお願いします。

特にご発言がないようなので、採決をとります。小牧市地域防災計画の修正について原案のとおり決定でよろしいでしょうか。

#### **委員各位**

異議なし。

#### **会長（山下市長）**

異議なしとのことですので、原案のとおり決定させていただきます。続きまして、報告が3点ございます。まずは報告（1）平成25年の災害発生状況について事務局からお願いします。

#### **事務局（三品課長補佐）**

それでは平成25年の災害発生状況について説明いたします。

まずは、小牧市の風水害に対する防災体制について、簡単に説明させて

いただきます。小牧市の風水害に対する防災体制ですが、小牧市に大雨、洪水などの気象警報が発表された場合、ウェザーニューズの水防体制指標レベル3、市内で風水害が発生した場合に災害警戒本部を設置し、警戒本部体制をとることとなっています。警戒本部設置後は、市長公室長、都市建設部長、防災担当次長等からなる判定会を開催し、雨量・河川水位などの気象情報の収集、被害の発生状況を勘案して、さらに大きな被害の発生が予測される場合は、非常配備体制へと移行します。

また、気象警報等が発表される前に、被害が発生した場合には、警戒本部体制を経由せず非常配備体制をとります。警戒本部体制、非常配備体制に伴う職員の招集につきましては、メール配信及び緊急連絡網での電話連絡で行っています。警戒本部体制とは、近年、頻発するゲリラ豪雨などによる被害を軽減するために、今年度から新たに構築した体制です。

小牧市に大雨・洪水などの気象警報が発表された場合、ウェザーニューズの水防体制指標レベル3が発表された場合に、職員約60名で警戒本部体制をとることとなっています。非常配備体制は4段階ございまして、第1非常配備が職員195名、第2非常配備360名、第3非常配備462名、第4非常配備が全職員を対象としています。災害対策本部は皆様がいらっしゃるこの部屋（601会議室）に設置され、前面にあるモニターにテレビや降雨レーダーの画像、雨量、河川水位などの気象情報を写して、情報の共有を行い、その後の防災対策について検討します。水防体制指標は民間気象会社ウェザーニューズに提供してもらっている指標です。主に、時間雨量と積算雨量に基づいて指標が発表されます。災害警戒本部の設置基準となるレベル3というのは、時間雨量30ミリが予測される場合です。市民への情報伝達につきましては、防災情報メール配信サービスを活用しています。

これは、平成23年7月から開始しているサービスで、登録していただいた携帯やパソコンのアドレスに対し、小牧市に発表された気象警報、観測された震度情報、避難勧告などの緊急情報を配信するものです。11月1日現在で、5,700名の方に登録していただいています。

また、災害警戒本部が設置されてからは、ホームページやフェイスブック、ツイッターなどの多くの媒体を活用して災害対応の状況や避難勧告等の重要な情報を配信しています。簡単ではございますが、小牧市の風水害に対する防災体制について説明させていただきました。

続きまして、今年度に発生した災害事案について説明いたします。

平成25年の災害対応は、集中豪雨などの大雨による事案が3件、台風による事案が2件の合計5件です。まずは7月25日に発生した大雨による対応についてです。

この事案は、南から流れ込んだ湿った空気と上空の寒気の影響で大気の状態が不安定となり、愛知県では、雷を伴った非常に激しい雨が降りました。小牧市では、18時30分から19時までの30分間に集中的に降り、主に、久保、岩崎、村中方面を中心に浸水被害が発生しました。

経過としましては、短時間の集中豪雨により、消防に市民からの通報が多数入っているとの連絡を受け、18時55分に災害対策本部を設置し、第1非常配備体制をとり、職員211名で災害対応にあたりました。

19時20分には水防体制指標レベル4が発表され、その4分後の、19時24分には小牧市に大雨警報（浸水害）、洪水警報が発表されました。その後、雨が小康状態となり、21時30分には第1非常配備体制から警戒本部体制に縮小し、22時30分に警戒本部体制を解除しました。

こちらは、雨の強さを表す気象レーダーの画像です。画面の左側が25日、18時の画像で、画面右側が午後7時の画像です。青、緑、赤の順に雨の強さが強くなっていることを表しています。ご覧いただくと分かる通り、強い雨を降らす雨雲が18時から19時の間に小牧市を通過しています。これにより、18時30分からの30分という短時間に消防署北支署では61ミリの雨量を観測しました。こちらは、小牧市役所、消防署、北支署、東支署、南支署の計5箇所に設置されている雨量計の情報です。

1時間の最大雨量が表示されています。北支署では、18時10分からの1時間で73.5ミリ、消防署・市役所では18時20分からの1時間でそれぞれ66.5ミリ、74ミリ、東支署では18時30分からの1時間で25ミリ、南支署では18時40分からの1時間で32.5ミリの雨が降りました。この表から、市の北西部を中心に局地的に大量の雨が降ったことが分かります。

この雨による被害は、大量の雨が降った市北西部に集中し、床下浸水が6棟、道路冠水が14箇所（うち通行止め6箇所）発生しました。

続きまして、8月5日の月曜日に発生した大雨についてです。

この事案は、南から流れ込んだ湿った空気の影響で、大気の状態が非常に不安定となり、愛知県では、雷を伴った激しい雨が降りました。解析雨量では6日0時までの1時間に名古屋市港区付近で約110ミリ、6日の1時30分までの1時間に大府市付近と豊明市付近で約110ミリ、刈谷

市付近で約100ミリの猛烈な雨となり、名古屋地方気象台は愛知県記録的短時間大雨情報を発表しました。小牧市では、5日の22時頃から激しく雨が降り始め、22時15分に水防体制指標レベル3が発表されたため、警戒本部体制をとりました。その後、22時30分に水防体制指標レベル4、22時35分に小牧市に洪水警報、22時40分に水防体制指標レベル5が発表され、雨が強くなることが予想されたため、23時に災害対策本部を設置し、第1非常配備体制に移行しました。23時18分には小牧市に大雨警報（土砂災害）が発表されました。以降、雨は小康状態となり、6日の0時に水防体制指標レベル1が発表され、1時38分には洪水警報が解除されましたが、大雨警報（土砂災害）は15時19分まで継続されたため、警戒本部体制も同時刻まで継続しました。

こちらは気象レーダーの画像です。左側が5日の21時、右側が6日の0時のものです。雨雲が小牧市を通過した、5日の22時から23時20分間に非常に激しい雨が降りました。1時間あたりの最大雨量については、21時50分から1時間で消防署で41ミリ、南支署で29ミリ、22時から1時間で市役所で40ミリ、北支署で52ミリ、22時20分から1時間で東支署で47.5ミリを観測しました。この雨により、床下浸水4棟、道路冠水4箇所、うち通行止め2箇所の被害が発生しました。

これは、気象レーダーとアメダス等の地上の雨量計を組み合わせた解析雨量です。6日12時までの24時間の積算雨量が解析されています。小牧市、市役所を中心に南西部でオレンジ色となっており、1日に100から150ミリの雨が降ったこととなります。記録的短時間大雨情報が出された名古屋市港区、刈谷市、大府市付近は濃い赤色となっていますので、1日に相当の雨が降ったこととなります。

次に、9月4日の大雨についてです。この事案が、今年で一番大きな災害となりました。これは、9月4日9時、四国地方にあった台風17号が温帯低気圧に変わり、この低気圧から北陸地方に延びる前線に向かって南から湿った空気が流れ込んだために、大気の状態が非常に不安定となり、愛知県では4日の夕方から5日未明にかけて非常に激しい雨が降りました。

これは、気象衛星の赤外面像です。白いのが雲です。四国・近畿・東海地方にかけて、南北方向に線状に並んだ積乱雲からなる降水帯が東にゆっくり進んだため、愛知県では尾張東部や尾張西部で猛烈な雨が降りました。

小牧市においては、4日の16時ごろから19時まで断続的に激しい雨が降りました。この雨に対する災害対応について説明します。4日の15

時40分に水防体制指標レベル3が発表されたため、災害警戒体制をとりました。15時45分には水防体制指標レベル4、15時59分には小牧市に大雨警報（浸水害・土砂災害）、洪水警報が発表されたことから、16時09分に災害対策本部を設置して、第1非常配備体制に移行しました。

16時20分には水防体制指標レベル5、16時40分には小牧市に土砂災害警戒情報が発表されたため、17時20分から第2非常配備体制に移行して、災害対応に従事する職員を増員しました。また、16時40分に発表された土砂災害警戒情報に基づき、土砂災害の発生が懸念される、野口大山、野口、大草の土砂災害危険地区に避難勧告を発令し、リサイクルプラザ、大草会館、野口会館、第1老人福祉センターを避難所として開設しました。

さらに、五条川の春日水位観測所の河川水位が、藤島ポンプ場のポンプ停止準備水位まで上昇したため、内水氾濫による被害が懸念される、藤島一丁目、二丁目、藤島町居屋敷に避難準備情報を発令しました。

ここで、避難勧告等について、少しお話しさせていただきます。

避難勧告等は、災害対策基本法に基づき、人の生命や身体を災害から保護するために市町村長の権限で発令するものです。種類は、避難準備情報、避難勧告、避難指示の3種類で、避難指示が最も危険性が高い場合に発令されるものです。避難準備情報とは、災害時要援護者などの避難に時間を要する者が避難行動を開始すること。避難勧告とは、災害の危険性が高まったため、通常の避難行動ができる者が避難行動を開始すること。避難指示とは、人的被害の発生する危険性が非常に高い状況であり、避難を開始していない者は直ちに避難行動に移ること。ただし、避難する方が危険な場合は、生命を守る最低限の行動をとることとされています。

小牧市では、主に東部地区で土砂災害、南西部地区で浸水被害の恐れがあるため、平成19年に避難勧告等の判断・伝達マニュアルを策定し、避難勧告等を発令する地区、発令する基準等を定めています。避難勧告等の伝達方法は、対象地区の区長への電話連絡、広報車による広報、防災情報メール・緊急速報メールの配信、フェイスブック・ツイッター、ホームページなど多様な手段で情報発信を行っています。特に、東部地区の土砂災害危険箇所については、人的被害が発生する可能性が高いため、職員が土砂災害危険地区に居住する方への戸別訪問や事前登録者へのFAX送信などにより情報伝達を行っています。

実際の避難状況についてですが、野口大山、野口、大草の土砂災害危険

地区に居住する、約 65 世帯、160 人を対象に避難勧告を発令し、避難した方は、大草会館に 2 名、野口会館に 7 名でした。

藤島一丁目、二丁目、藤島町居屋敷の浸水害危険地区の約 950 世帯、2,200 人を対象に発令した避難準備情報に対して、避難した方は、藤島団地会館に 1 名でした。

これは、4 日の 17 時から 20 時までの 1 時間毎の解析雨量です。画面左上が 17 時、その右が 18 時、画面左下が 19 時、その右が 20 時のものです。南北に延びる非常に強い雨雲が東にゆっくりと移動しているのが分かるかと思えます。この雨により 16 時から 1 時間で、消防署では 68.5 ミリ、南支署では 72.5 ミリ、16 時 30 分から 1 時間で、北支署では 67.5 ミリ、16 時 40 分から 1 時間で東支署では 64.5 ミリを観測しました。

9 月 4 日の 1 日の積算雨量は、市役所で 112 ミリ、消防署で 115 ミリ、東支署・南支署で 111.5 ミリ、北支署で 102.5 ミリを観測しました。1 日の積算雨量というものの、実際は、16 時から 19 時ごろまでの 3 時間に降った雨量なので、非常に激しい雨が短時間に集中して降ったこととなります。ここから、9 月 4 日の雨による被害状況を写真でご覧いただきます。これは、保健センター付近の道路です。道路が冠水しています。これは、村中のコロナ付近の道路です。こちらも冠水しています。これは、玄関に入ってくる水を、土のうを積むことによって防止しているものです。これは、雨により、大山側の護岸壁が崩れ、道路の一部がえぐられたものです。

この雨により、市内では床下浸水 24 棟、道路冠水 43 箇所（うち通行止め 11 箇所）、河川越水 2 箇所が発生し、今年で一番大きな災害となりました。

台風第 18 号は、日本の南海上を北西に進みながら、14 日 9 時に大型となり、15 日夕方には四国の南海上に達しました。その後、台風は進路を北東に変え、近畿地方や東海地方を暴風域に巻き込みながら東海道沖を北東に進み、16 日 8 時前に愛知県豊橋市付近に上陸しました。愛知県では、14 日夜から台風の北側の雨雲がかかりはじめ、15 日夕方にかけて所々で雨が降りましたが、15 日夜遅くから県内全域で雨となりました。

台風本体の雨雲がかかった 16 日朝には、東部を中心に非常に激しい雨が降り、特に豊田市小原では 16 日 9 時 6 分までの 1 時間に 96 ミリの猛烈な雨が降り、観測開始以来の極値を更新しました。

小牧市は、15日の21時21分に大雨警報（浸水害）、洪水警報が発表されたため、警戒本部体制をとりました。そして、判定会を行い、23時から災害対策本部を設置し、第1非常配備体制へ移行しました。

また、接近する台風に備えて、16日の0時に土砂災害危険地区の自主避難者を受け入れるために、リサイクルプラザ、野口会館、大草会館、東部市民センター、味岡市民センター、第1老人福祉センターを避難所として開設しました。その後、16日1時に水防体制指標レベル2、7時20分に水防体制指標レベル3が発表されました。そして、五条川の春日水位観測所の河川水位が上昇し、藤島ポンプ場のポンプ停止準備水位となったため、藤島一丁目、二丁目、藤島町居屋敷に避難準備情報を発令しました。

なお、台風18号による気象警報の発表はありませんでした。

被害についても、道路冠水1箇所、軽微なものでした。

この台風では、今年8月30日から運用が開始された特別警報が、京都府・福井県・滋賀県を対象に発表されました。

気象庁はこれまで大雨、津波など重大な災害が起こるおそれがあるときには警報を発表して警戒を呼びかけていました。これに加えて、今後は、警報の発表基準をはるかに越える豪雨や大津波などが予想される重大な災害の危険性が著しく高まっている場合は特別警報を発表して警戒を呼びかけることとなりました。特別警報が発表された場合には、ただちに身を守る行動をとるよう注意喚起しています。大雨の特別警報は50年に一度の規模の災害を想定しており、大雨では、平成12年の東海豪雨、台風では伊勢湾台風級の災害が対象となるようです。これは、特別警報発令時の京都市右京区にある渡月橋周辺の様子です。渡月橋に迫る桂川の濁流の様子です。これは、滋賀県栗東市で発生した土砂崩れの現場の様子です。

最後に、10月16日の台風26号についてです。台風26号の接近に伴い、予想される降雨のピーク前の、16日0時に警戒本部体制をとりました。災害警戒本部体制をとった後は、気象警報の発令もなく、激しい降雨もありませんでした。予想されていた降雨の時間帯が過ぎた、5時10分に警戒本部体制を解除し、被害の発生はありませんでした。

以上で簡単でございますが平成25年の災害発生状況の説明を終わります。

### **会長（山下市長）**

平成25年の災害発生状況の説明が終わりました。ご質問がございましたら挙手をお願いします。

### **後藤委員（小中学校長会代表）**

校長会代表の後藤です。学校をあずかる者として非常に困ったのは、9月4日の大雨のときです。下校の時間に重なり、小学校も中学校も大混乱でした。私自身、名古屋に出張中でしたが、おかしいと思い途中で切り上げて戻ってきました。本校では、教頭の判断で早めに子どもを帰宅させましたが、帰れなかった子どもは学校に残しました。後で校長会で各校の対応を聞きましたが、恥ずかしながら隣の学校等と打ち合わせをして連携する時間もなかったようです。この間、行政からの情報提供はなく、学校での災害対応は、学校任せでした。

学校に残った子どもの保護者に連絡をしましたが、連絡がつかないケースや車で迎えに来てもらっても、学校付近は大雨による大渋滞で混乱しました。

教訓として思うことは、危険性があるときは、現場を預かる責任者として判断に必要な情報を行政からいただきたいということが一つ。それから、地震を含めてですが、何かあれば今までは子どもを帰すことが基本でしたが、子どもを帰した方がいいのか、残した方がいいのか各自治体でも意見が分かれていると聞いています。今回のような大雨の場合は、もとより避難所である学校は帰さず留めおいた方がよいのではないかと考えます。各校長が責任をもって状況を判断するのは当然ですが、今回のケースを踏まえ、それぞれの校長がバラバラの対応をするのではなく、帰宅困難者対策の「むやみに移動を開始しない」というように、子どもを帰す帰さないについて行政として基本的な判断基準を定めるようご検討していただき、ご指導願いたい。

### **会長（山下市長）**

後藤先生、ありがとうございます。当時の実情がよく分かりました。また、市の防災担当課と教育委員会事務局とで9月4日の各校の状況について情報収集しまして、今後の災害時の対応について検討して参りたいと思います。市として情報提供など、できることを考えていきます。

その他にご発言ありましたらお願いします。

続いて報告をさせていただきます。報告（２）平成２６年度に実施する水防訓練及び総合防災訓練について、それから報告（３）防災講演会の開催について合わせて事務局から報告をお願いします。

### **事務局（余語課長）**

それでは、（２）平成２６年度に実施する水防訓練及び防災訓練について、ご説明いたします。資料４をお願いします。

水防訓練につきましては、小牧市地域防災計画に基づき出水期前の５月中旬に開催を予定しております。訓練参加機関としましては、市役所、消防署、消防団を始め、災害ボランティア、小牧警察署、また災害時の応援協定を締結しています土木業者など民間協力機関などを考えております。水防訓練は、水害による災害対応を主体的に実施する市役所職員や消防署、消防団などの技能向上のために実施する重要な訓練です。

訓練の内容としましては、水害対応の基本となります、土のう作成や、積み土のうなどの水防工法を計画しています。

また、訓練を参観していただきます市民を対象に、レジャーシートや、段ボールなど、家庭にあるものを使用して、自宅で簡単にできる簡易水防工法の実演も行ないます。

次に「総合防災訓練の実施について」 ご説明いたします。

地震災害についての認識を深め、「災害から自らを守ると共に、互いに助けあう」という意識を醸成するために、総合防災訓練を実施します。

訓練は、９月１日の防災の日を前にした、８月下旬に開催を予定しております。

訓練内容としましては、根尾谷断層、岐阜・一宮線の直下型地震を想定した、市民や中学生が積極的に参加できる訓練を計画しております。具体的には、行政を中心に、防災関係機関との連携を確認する訓練内容として、被害情報の収集、災害対策本部の設置、市民や事業所への情報伝達、避難所への避難誘導、被災者の救護活動、道路の交通規制、応急復旧活動、市民や中学生が参加する訓練として、各地域の会館などから学校までの間を、自動販売機やブロック塀、看板など地震の際に倒壊する危険箇所を確認しながら行なう避難訓練、各地域に配備されている防災資機材の確認、消火器やバケツを使用した初期消火、応急手当、応急給水、避難所の運営などを計画しています。

参加機関につきましては、ライフライン等防災関係機関、消防車保有企業の自衛消防隊、防災リーダー会などのボランティア、また、実施中学校

区の住民の皆さんなど、約70の機関、総勢約1,300名の参加を予定しております。

次に、(3)防災講演会の開催についてご説明いたします。資料5をお願いします。

平成23年3月に発生しました東日本大震災は、様々な分野・場面を通じて「地域力」という課題を提起しました。

本市では、平成7年1月17日に発生しました阪神淡路大震災以降、自主的な防災活動の認識を深めるとともに、災害への備えの充実強化を目的とし、毎年「防災講演会」を開催しております。

今年度におきましても、平成26年1月19日の日曜日の午前10時から小牧市市民会館にて、「南海トラフ巨大地震からいのちとまちを守る」をテーマに、名古屋大学減災連携研究センター准教授 護 雅史氏の講演を開催いたしますので、ご参加いただきますようお願いいたします。以上で報告を終わります。

#### **会長（山下市長）**

事務局の報告等がすべて終わりました。全体を通してご意見、ご質問等ありましたら挙手をお願いします。

ご質問もないようですので、以上で、第2回小牧市防災会議の議題と報告を終わりたいと思います。円滑な進行にご協力をいただき、ありがとうございました。

#### **司会（小塚次長）**

本日は、お忙しいところ、お集まりいただきありがとうございました。

以上で第2回小牧市防災会議を終了とさせていただきます。気をつけてお帰りください。